

平成24年度6月期 工事契約制度の見直しについて

I 最低制限価格率(失格基準価格率)関係

工種および価格を限定し、有効3桁化を試行【平成24年6月1日以降公表分から適用】

(1) 基本的な考え方

特定の工種において、最低制限価格上(失格基準価格上)での同額入札の発生割合の高い状況が引き続いております。これは、現行の最低制限価格率(失格基準価格率)(※)が有効2桁であることや業者による積算がある程度の精度に達していることが少なからず影響していると考えられることから、その特定の工種において、最低制限価格率(失格基準価格率)(※)を試行的に見直すこととしました。

※ [契約監理課ホームページ>工事契約関係 入札・契約手続等について>最低制限価格率\(失格基準価格率\)の算出方法](#) に掲載

(2) 見直しの内容

最低制限価格率(失格基準価格率)の有効桁について次のとおり変更します。

現行	変更後
小数点第3位切捨て	⇒ 小数点第4位切捨て

(3) 適用範囲

当分の間、土木一式工事、舗装工事および水道施設工事のうち、予定価格を事前公表している案件(3,000万円超)に適用します。

II 入札参加資格・指名停止関係

1 過去2年間の工事成績評定点の平均点による入札参加資格の設定

【平成24年9月1日以降公表分から適用】

(1) 基本的な考え方

一定規模以上の公共財の発注については、工事成績評定点が一定水準未満の者を除外することにより、短期的には工事の品質確保、中長期的には建設工事業者の施工能力の持続的確保を図ることとしました。

(2) 入札参加資格

高松市発注の同業種工事(建設業法の28業種区分による。)の工事成績評定点(しゅん工検査に合格した日が当該建設工事公告の日以前2年以内のものに限る。)を2件以上有する場合は、それらの平均が65点未満でないこと。

(3) 適用工事

当分の間、予定価格1億円以上の工事とします。(全工種)

2 指名停止措置要件である「業務に関する不正または不誠実な行為」の該当行為の例示によるペナルティの新設

【平成24年6月1日施行】

(1) 基本的な考え方

指名停止等措置要綱別表第26号にいう「業務に関する不正または不誠実な行為」の運用に関しては、「中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ」

があるものの、広範に適用可能な文言であることから、該当行為を具体的に例示することにより、市契約事務における透明性の向上と円滑な事務執行の確保を図ることとしました。

(2) 該当行為の例示（(1)の「運用申合せ」の再掲を含む。）

(3) (2)の例示の1(1)から(5)までの行為に該当するかどうかの認定

市が、高松市工事請負等審査委員会(市職員による庁内組織)の審査を経て決定することとしています。契約における信義誠実の原則や一般社会における常識に照らし、判断します。

(4) 指名停止の期間

1月から9月までの範囲内で、情状に応じて定めます。

(5) (2)による例示に伴う工事契約制度の見直し

ア 高松市指名停止等措置要綱の形式の見直し

庁達形式による要綱を、必要な経過措置を講じた上で廃止し、新たに告示形式による要綱を制定します。

イ 契約事務における不当な情報提供等の要求に対する対応等要領の一部改正（(2)の例示の1(1)関係）

予定価格・最低制限価格（これらを推測できる金額、割合等を含む。）に関する情報であって非公表または公表前のものについての情報漏えい要求行為などの不当な情報提供等の要求（同要領第2条第5項）を受けた旨の報告が市長にあった場合、指名停止等措置要綱を適用し、必要な措置を講ずることとしました。

ウ 定義・基本公告の一部改正（(2)の例示の1(2)関係）および高松市電子入札（工事・コンサル）運用基準の一部改正(※1)

入札後審査型制限付き一般競争入札において、落札候補者が次のいずれかに該当したときは、入札の秩序を乱す行為として高松市指名停止等措置要綱の規定を適用し、必要な措置を講ずる旨を定めました（(ウ)の初回該当は原則として指名停止措置は行いません。）。

(ア) 追加資料の提出をしないとき。

(イ) 配置予定技術者がいないことを理由に入札参加資格が認められなかったとき。

(ウ) 入札参加資格を満たすか否かの書面審査(※2)の手続に至る前に、確認資料または追加資料の錯誤、内容の誤り等による入札の無効を認めたとき。

(エ) 市長が求めたにもかかわらず、(ウ)の書面を提出しなかったとき。

(オ) 施工実績等の要件に係る入札参加資格が認められなかった場合において、当該工事を施工する者に通常求められる技能および知識の水準に照らし落札候補者の説明が妥当性を欠いているとき。

※1 開札前であれば、次のいずれかに該当するときは、入札書提出後であっても、辞退申請書を提出し市長の承諾を得て、当該入札を辞退することができることとしました

(辞退後は当該案件について入札書を提出できません。)

- ・ 錯誤により入札書または積算内訳書等の添付書類を提出したとき。
- ・ 配置予定の技術者につき病気休暇、退職、他の工事の配置等の事由が生じ、当該技術者を配置できなくなったとき。
- ・ 確認資料に記載した工事の施工実績が入札参加資格を満たしていないことが判明したとき。
- ・ その他真にやむを得ないと市長が認めたとき。

※2 入札参加資格を満たすか否かの主張が市と落札候補者との間で異なる場合は、落札候補者に対し、市の主張理由を添え期限を定めて落札候補者の主張理由を書面で提出することを書面で依頼するものとし、落札候補者が提出した書面により入札参加資格を満たすか否かの審査をすることとしました(市長および落札候補者のそれぞれの主張理由を記載した書面は、契約監理課ホームページで公表されます。)

定義・基本公告別表第1(施工実績として提出する工事に係る発注機関の範囲を定めた表)の改正
・発注機関については、平成24年6月1日以降公表分から、上記ウに伴い、この表を厳密に適用する必要から、「この表に掲げられている機関(以下「対象機関」という。)以外の機関(以下「対象外機関」という。)における工事契約に関する事務を対象機関の職員が実質的に執行していたとしても、当該対象外機関は、当該対象機関とはみなさない」など適用に当たっての定めを表外に置きました。
・これにより、過去、特別の事情により施工実績に係る発注機関として認められたものであっても、今後においては、認められない場合がありますので、御注意ください。

3 高松市工事等の入札および契約の過程ならびに指名停止等措置に係る苦情処理手続

要領の制定

【平成24年6月1日施行】

(1) 概要

ア 次の(ア)から(エ)までに該当する者((イ)および(ウ)にあつては、所定の要件有り)について、それぞれ(ア)から(エ)までの理由について苦情申立てができる旨制度化しました。

(ア) 総合評価落札方式による入札において、落札者とならなかった者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者 落札者としなかった理由

(イ) 指名競争入札(公募型を除く。)において指名されなかった者 指名しなかった理由

(ウ) 随意契約において、当該随意契約の相手方とならなかった者 随意契約の相手方として選定しなかった理由

(エ) 指名停止等の措置を受けた者 当該措置の内容および理由

イ 次の者に係る現行の苦情申立て制度も、この要領に移管しました。

(ア) 制限付き一般競争入札の入札参加資格の審査において入札参加資格がないと認められた者

(イ) 公募型指名競争入札の入札参加申請書を提出した者で、指名されなかったものの

(2) 申立て期間、再苦情の申立て等の手続については、[高松市工事等の入札および契約の過程ならびに指名停止等措置に係る苦情処理手続要領](#)をご参照ください。